

指定認知症対応型共同生活介護 及び 介護予防認知症共同生活介護 グループホーム「虹の家」 重要事項説明書

グループホーム「虹の家」(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)のサービスの開始にあたり、厚生労働省令に基づき、利用者並びに御家族様(利用者代理人)にご説明致します。以下の内容を十分ご理解頂けますよう、お願い申し上げます。

基本方針

グループホームの利用は、原則として介護保険要介護認定にて「要支援2」または「要介護」と認定された、認知症の方が対象となります。(著しい精神症状や行動異常のある方等は対象となりません。)利用者の皆様の具体的なサービス内容を定めた、指定認知症対応型共同生活介護に基づき、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳ある生活を実現するように支援致します。

1. 事業者の概要

- (1) 事業者 株式会社 栄光製作所
- (2) 所在地 群馬県富岡市神農原1109-2
- (3) 代表者 勅使河原 覚

2. 施設の概要

施設の種類	指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
名称	グループホーム「虹の家」
所在地	群馬県藤岡市岡之郷1166-1
事業者番号	1070900319
管理者氏名	須田 延江
電話番号	0274-40-3478
FAX番号	0274-40-3479
開設年月日	平成15年8月1日
利用定員	9名
敷地	2475.0m
建物	平屋造 延床面積 268.30㎡
居室	全室個室1人部屋 11.59㎡
設備	介護保険法に定める設備基準をみたしています。

3. 職員の勤務体制

職名	職員数	職務内容
管理者	1名(常勤、介護職員と兼務)	事業所の職員及び業務の管理を行うとともに、自らもサービスの提供を行います。
計画作成担当者(介護支援専門員)	1名以上(介護職員と兼務)	それぞれの入居者様の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成を行います。
介護職員	3名以上(うち1名以上は常勤、1名は管理者と兼務)	介護計画を基に、ご利用者の心身の状況に応じて、必要なサービスの提供を行います。

4. 提供するサービスの概要

種類	概要
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養と利用者の身体状況に配慮した、食事を提供致します。 ・食事の調理、盛り付け、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ利用者と職員が共同で行います。 ・食事時間 朝食 6:30～ 8:00 昼食 11:30～12:30 夕食 16:30～17:30
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用されている利用者については適宜の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換し、適宜トイレへの誘導を行います。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴または清拭を行います。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は必要に応じ、適宜交換します。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

5. 利用料およびその他の費用

サービスを利用した場合のお支払い頂く利用者負担は、原則として利用料にご利用者様の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払い頂きます。お支払い頂いた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けて頂くこととなります。

当事業所の建物賃貸借契約改定による住居費変更または経済情勢の大幅な変動等で利用金額が不相当となった場合は、書面等による通知後、改訂する場合があります。

要支援 2	761円/日	初期加算(30日間) 30円/日
要介護 1	765円/日	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
要介護 2	801円/日	所定単位数×サービス別加算率(15.5%)
要介護 3	824円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日
要介護 4	841円/日	
要介護 5	859円/日	

1. 居室料	1,500円/日	約 45,000円/月
2. 光熱水費	350円/日	約 10,500円/月
3. 食費	1,150円/日	約 34,500円/月
	(朝 250円、昼450円、夕380円、おやつ70円)	

4. オムツ・理髪代・医療費等 実費

*その他、利用者の一方的な事由により、建物内において器物損害等が生じた場合は、実費負担とさせていただきます。

6. 料金の支払方法

一ヶ月毎に介護保険適用介護費用および実費負担分を集計して請求書を発行致します。明細書にてご確認の上、翌月の10～25日までに原則として、現金又は口座振り込みでの支払いをお願い致します。

7. 緊急時における対応方法

サービスの提供中の利用者の病状の急変時には、速やかに主治医及び家族への連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。主治医との連絡及び指示が得られなかった場合は、事業所が

定めた協力機関へ連絡するとともに受診時の適切な処置を講じます。

8. 入所について

入所に際しては、介護保険被保険者証をご提示下さい。また、介護認定を受けていない場合は、利用者及び家族の意思を踏まえて必要な援助を行います。
その後、入所申込書・主治医の情報提供書又は健康診断書を提出して頂き、事前調査を経て、共同生活に支障がないか確認し、重要事項説明書にて詳細説明を行い、利用契約後に入所となります。

9. 退所について

- (1) 要介護認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
- (2) 利用者が死亡した場合。
- (3) 利用者または利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- (4) 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- (5) 利用者が病氣療養の為、1ヶ月以上グループホームを離れることが決定し、その移転先の受け入れが可能となった時。
- (6) 利用者が他施設への入所が決まり、その施設での受入れが可能となった時。
- (7) 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金支払いを催告したにも関わらず支払われない場合。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、虐待防止責任者を置き、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備し、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に、事業所職員又は養護者(家族・親族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対しての身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶと考えられる場合には、利用者や家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容等を記録し、5年間保管致します。
また事業者として、身体拘束の廃止に向けての取り組みを積極的に行います。

12. 事故発生時の対応について

サービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

13. 非常災害時の対策

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他、必要な訓練を年2回行います。防火管理者を置き、防災計画および避難確保計画、非常災害対策計画等を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

14. サービス提供に関する相談・苦情に関する対応

事業所サービスについての利用者及びご家族からの相談、苦情に関しては、受付窓口及び担当者を設置し、迅速かつ誠実に対応するため、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族への説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
また、当事業所以外の相談・苦情窓口等に苦情等を伝えることが出来ます。他機関からの照会及び調査を受けた場合は、協力するとともに、必要な改善を行います。

* 当事業所 相談・苦情窓口
(苦情解決責任者) 管理者 : 須田延江

(受付時間)午前9:00から午後18:00まで
(TEL) 0274-40-3478
* 藤岡市役所介護保険課
(受付時間)午前8:30から午後17:15まで
(TEL) 0274-22-1211
* 群馬県国民健康保険団体連合会介護保険係
(受付時間)午前8:30から午後17:15まで
(TEL) 027-290-1323

15. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。また、自己評価を運営推進会議にて報告し、評価を受けて公表しています。

【実施した直近の年月日】 令和2年3月6日

【第三者評価機関名】 特定非営利活動法人 群馬社会福祉評価機構

【評価結果の開示状況】 令和2年4月より WAMNETにて掲載

本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

(代筆者/続柄)

利用者代理人 印

重要事項説明者 印